

議員提出議案第 2 号

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年10月8日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫 
鎌田 聰 
城下 広作 

熊本県議會議長 池田和貴様

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、3回にわたり延長されてきたところであり、令和3年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・碎石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年4月に発生した熊本地震からの復興に県民一丸となって取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症による地域経済活動への影響も顕在化しており、さらに、令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じたところである。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済に更に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれでは、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないよう、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和3年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	野上浩太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様
国土交通大臣	赤羽一嘉様